

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

| 受付日 | 受付番号 | 質問 | 回答 |
|-------|------|---|--|
| 5月24日 | 1 | 参加資格について、概要には【同種業務（認可保育所等）の施設又は同規模施設（1,000平方メートル以上、倉庫は含まない）と記載があり、同種業務には1,000㎡以上という条件が当てはまらないようにも理解できます。様式4.5.6には※同種業務実績 1,000平米以上の児童福祉施設（認可保育所等）と記載されていますが、1,000平米以上は必須条件ということでしょうか。例えば400平米の保育所は実績になるでしょうか。 | 参加資格として、同種業務（認可保育所）の施設又は同規模施設（1,000㎡以上、倉庫は含まない）の基本設計業務等の業務実績があることとしており、1,000㎡以上の児童福祉施設（認可保育所等）の実績が必ず必要というわけではありません。ただし、様式4,5,6の実績としては、同種業務実績（1,000㎡以上の児童福祉施設（認可保育所等））、類似業務実績（1,000㎡以上の公共的施設）、その他業務実績（1,000㎡以上の建築物）を「同種」、「類似」、「その他」の順で優先して記入してください。 |
| | 2 | JVを組んだ場合、1社は県内事業者（主たる営業所を有する企業）とあるが、佐賀県内の業務を佐賀支店で行っている場合は、支店でも主たる営業所となるか。例えば東京に本社があるが、県内の業務は佐賀支店で行っている場合。 | 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限の委任を受けている者であれば、県内事業者（主たる営業所を有する企業）に該当します。 |
| | 3 | 設計JV、3社の場合、様式第3号と様式第4号についてそれぞれ3社分の3枚の提出とするか、合算してそれぞれ1枚とするかどちらで考えてよろしいですか。 | 設計JVの場合、様式第3号及び様式第4号については、合算して1枚で提出してください。 |